

✿ 貨物概要

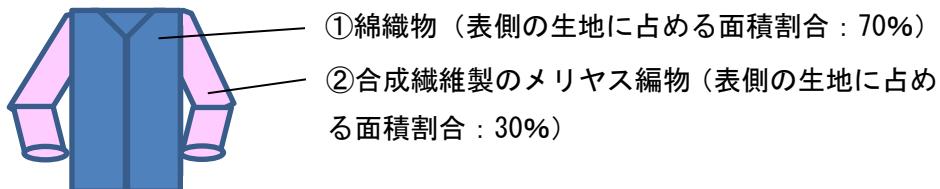
関税率表第 6205.20 号に属する男子用のシャツであり、原材料、製造工程等は下記のとおり。

原 材 料 :

- ①身頃部分—綿織物（第 52.10 項。日本において完全に製織されたもの）
- ②袖部分—合成纖維製のメリヤス編物（第 60 類。中国から調達したもの）
- ③縫糸、ボタン、紙製タグは、中国から調達したもの。
- ④その他の材料は、全て日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品

製造工程：ベトナム国内において、上記原材料を使用し、裁断、縫製等を行い、製品を製造する。

製 品 図 :



✿ 原産地認定

日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品と認められる。

✿ 原産地認定理由

本品において、日アセアン包括的経済連携協定附属書 2 第 11 部注釈 2 に規定する「関税分類を決定する構成部分」は、產品の表側の生地に占める面積が最も大きい綿織物から成る身頃部分（面積割合 70%）です。

したがって、同注釈 2 の規定により、本品が日アセアン包括的経済連携協定上の原産品であるか否かを決定するに当たり、本品（第 6205.20 号）の品目別規則は、身頃部分（①綿織物（第 52.10 項））のみに適用されることとなります。なお、それ以外の部分（②、③及び④）については品目別規則を満たしているか、考慮する必要がありません。

身頃部分（①綿織物（第 52.10 項））は、日本において完全に製織されたものであり、本品（第 6205.20 号）の品目別規則を満たすことから、本品は、日アセアン包括的経済連携協定上のベトナム原産品と認められます。

（参考）原産地規則解釈例規 61~63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第4条）。

上記事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも個別の事案全てに適用できるものではありませんので、輸入予定の具体的な貨物に適用する場合においては、上記事例と異なる関税率表適用上の所属（分類）、原産地認定結果となり、異なる課税関係が生じることがありますのでご注意下さい。

（具体的な貨物の原産地認定について、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）